

令和5年10月2日

建設業労働災害防止協会奈良県支部長 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
奈良県支部 支部長 山本明男  
(公印省略)

建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について (お願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、建設荷役車両を使用している事業者は、原則として1年以内ごとに1回特定自主検査を行うことが義務づけられております。

この特定自主検査の一層の普及定着を図るため、毎年11月に「建設荷役車両特定自主検査強調月間」が、別添実施要綱のとおり厚生労働省及び経済産業省の後援により実施されます。

ご承知のように、建設荷役車両による災害が毎年多発しており、ひとたび災害が発生すると重篤なものとなっております。

当支部におきましても、特定自主検査を通じて建設荷役車両を扱う人の安全を確保し、労働災害を未然に防止するため、常に機械を良好な状態で使用できるよう、奈良労働局及び各労働基準監督署のご指導と、関係機関、関係団体のご協力をいただき特定自主検査の実施促進を図っております。

つきましては、何卒、本運動の趣旨にご賛同いただき、公共工事の発注及び施工に際しては、特定自主検査済機械の使用について、各事業者にご指導を賜りますようご多忙のところ恐縮に存じますが、よろしくお願い申し上げます。

敬具